村西　良太

高等司法研究科・教授

[研究]

『憲法研究13号』(令和5年11月)に、「人権条約機関による条約解釈の拘束力」と題する研究成果を寄稿することができた。多くの国際人権条約には、統一的な条約解釈を確立し、もって締約国の確実な条約遵守に資するべく、条約機関が設けられ、条約上の人権を侵害されたと主張する個人からの通報を審査させる体制が構築されている(個人通報制度)。これは「裁判」ではなく、したがって個人通報制度への加入がたとえば「司法権の独立」を揺るがすことはないと言われる一方、条約機関によって示される条約解釈には一定の権威が承認されるべきであり、締約国の諸機関(とりわけ国内裁判所)による条約解釈に影響を及ぼすことはむしろ理に適っているとの指摘もみられるところである。

国内裁判所へのこの「影響」は、一種の「拘束的効果」であって、しかもその淵源は条約に遡るという意味で「法的」なものだ、と正面から肯定する理路もありうるのではないか。これが拙稿を貫く問題意識である。

その他、講学上の行政委員会について、さらに委任立法に係る授権法律の規律密度について、ささやかな研究成果を論文としてまとめることができた。これらは令和6年度に確実に公刊される。

[教育]

高等司法研究科では、「憲法基礎2」と「憲法発展演習」を担当した。前者については、未修1年生を対象に、講学上「統治機構論」と称される分野の基礎を講じた。講義においては視覚的な補助の意味合いでこの数年パワーポイントを用いているところ、その内容を質と量の両面で拡充し、初学者の理解にいっそう資するよう努めた。後者の発展演習では、捜査機関によるDNA型データの採取・保管・利用につき、とりわけそれらが法律による明文の根拠を欠いたまま行われている現状の当否を、近時の裁判例に即しながら解説した。

法学部では、「憲法1」と「憲法演習」を担当した。令和4年度まで長らく「憲法2」を担当しており、「憲法1」を講ずるのは実に9年ぶりであり、講義ノートをほぼ一から作成することになった。殊に初学者にとって抽象的で掴みどころがない統治機構論をなるべく具体的に、分かりやすく説明するように心がけ、その一環としてこの講義でもパワーポイントを多用した。「憲法演習」では、入管行政や国際人権等を主たるテーマに掲げて、16名のゼミ生による意見交換を主軸に据えることができた。

[管理運営]

全学では動物実験委員会委員、部局内ではアドミッション委員会委員を務めた。

[社会貢献]

大阪地方裁判所委員会委員を拝命し、令和5年11月と令和6年3月の2回、委員会に出席した。